# 地区計画の概要

(地区計画の区域内における行為の届出に関する手引き)

平林地区

五反田·亀岡地区

ときわ台団地



令和6年3月 宮城県大衡村

## はじめに

大衡村は仙塩広域都市計画の一端として市街化区域、市街化調整区域の区分を行い、市街化区域については市街化を促進し、また市街化調整区域については開発を抑制する区域として規制してきました。

しかし本村を取り巻く環境や、多様な社会ニーズに応えるため、市街化調整区域においても、 一律に開発を抑制するのではなく、村の総合計画、国土利用計画等との整合性が得られる開 発行為等については、一定の条件のもとに開発を許容していく必要性があると考えています。

また、万葉クリエートパークに隣接する奥田地区において、住宅用地として計画していた大部分を、工業専用地域に変更しており、減少した住宅用地を確保し、村の定住人口の増加による魅力ある村づくりを推進することが重要だと考えています。

このような背景から、「平林地区」、「五反田・亀岡地区」、「ときわ台団地」へ都市計画として 地区計画を定めています。

当該地区内での建築物の建築や宅地の造成は、地区計画に定められたルールや建築物の制限に関する条例に従って行われ、地区にふさわしいまちづくりが実現されていきます。

## 地区計画とは

地区計画とは、地区の特性に応じて、その地区にふさわしいまちが形成されるよう建築物の用途などについて、ルールを定めて開発計画や建築計画を設定、誘導するための制度です。

なお、地区計画では将来のまちづくりの目標とする「地区計画の方針」と建築物に関する事項や土地利用の設定などを定める「地区整備計画」の2つの内容を定めることになっています。

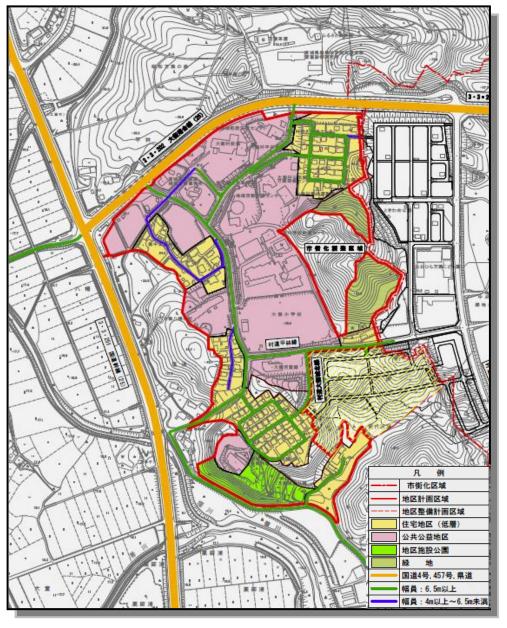
「平林地区地区計画」 H21.8.6決定(H27.2.23変更)

「五反田·亀岡地区地区計画」 H21.8.6決定(R6.3.14 変更)

「ときわ台 団 地 地 区 計 画 」 H23. 3. 25決定(H27. 2. 23変更)



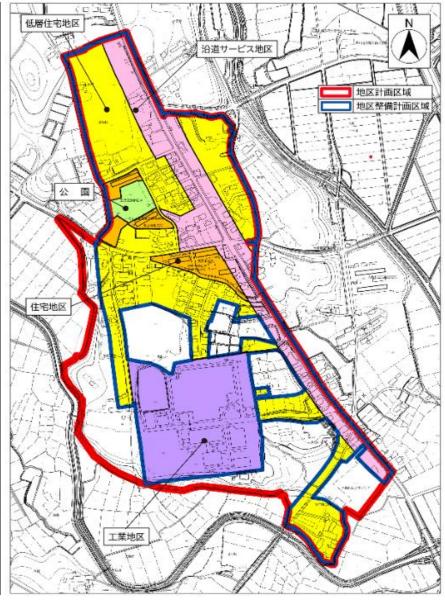
名	五 称	平林地区地区計画				
	位 置	大衡村大衡字平林、大衡字塩浪の各一部				
	面 積	約22. 1ha				
地区	計画の目標	本地区は大衡村の中心部、国道 4 号の東側に位置する市街化調整区域の地区であり、地区の北側は昭和万葉の森、東側は市街化区域の仙台北部中核都市奥田地区に接している。また、地区内には役場をはじめ、福祉センター、公民館、小学校等の公益施設が集積している。このような条件下にある本地区は、自然環境との調和に配慮しつつ、文化、サービス等の公共公益施設の集積を図るとともに、一部については、既存の住宅との調和、奥田地区居住系との連携等を踏まえ住宅地とし、村中心部の核を形成することを目標とする。				
区域の整備・関	土地利用 の方針	○公共公益地区 村の中心部として公共公益施設の整備を図っていく。 ○低層住宅地区 周辺環境と調和した住宅を主体とした土地利用を図っていく。 よ記以外で地形的制約を受ける部分については、緑地として保全していくものとする。				
開発及び保全の方針 建築物等の		既存で生活道路が整備されていることから、これらの維持、伊全に努め、狭あい道路の改善も図るとともに、公園を地区施設として整備する。				
全の方針	建築物等の 整備方針	無秩序な市街地形成を防止し、ゆとりある市街地環境を保全していくため、地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、「建築物等の用途の制限」、「容積率の最高限度」、「建ペい率の最高限度」、「敷地面積の最低限度」、「建築物等の高さの最高限度」、「建築物等の形態、意匠の制限」を定めるものとする。				



	地区	区施設の配置及び規模		〈公園〉 1号 面積 12,312㎡			
	lilater	名称		公共公益地区	低層住宅地区		
	地区の区分		面積	約13. 1ha	約7. Oha		
地区整備計画	建築物等	建築物等の 用途の制限		建築基準法別表第二(ほ)項に該当しない建築物の内、次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1)住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 (2)公共施設、病院、学校等(自動車学校を除く)	建築基準法別表第二(ほ)項に該当しない建築物を建築することができる。ただし、次の各号に掲げるものは建築してはならない。 (1)店舗・事務所その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの(2)ホテル又は旅館(3)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設(4)自動車教習所(5)工場、倉庫の内、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物		
	建築物等に関する事項	建築物の延べ面積の 敷地面積に対する割 合の最高限度		200%			
	項	建築物の	D建築面積の 責に対する割	6 (	0%		
			也面積の 低限度		2 O O m²		
			楽物等の D最高限度	_	1 Om		
		建築物等の形態 又は意匠の制限		健全な市街地景観の形成に配慮し、建築物の色彩は、周辺の美観風致を損なわないものとする。			

<sup>※</sup>地区計画区域内において、公益上必要な建築物と認められる場合は、制限の一部を適用しない場合があります。

名 称		五反田・亀岡地区地区計画
	位 置	大衡村大衡字五反田、大衡字亀岡、大衡字大童、大衡字石名坂前、大衡字 小沓掛、大瓜字四反田、大瓜字亀岡、大瓜字平場の各一部
	面積	約44. 2ha
地区	計画の目標	本地区は大衡村の中心部、国道 457 号に隣接する市街化調整区域の地区であり、国道 457 号沿道は店舗兼住宅、他の多くは住宅地として利用されている。また奥田地区への工業集積に伴い、新規居住者の増加に対する受け皿として、村中心部である当地区への期待が高まっている。このような条件下にある本地区は、既存の居住環境を踏まえつつ、新たな居住者の受け皿としての居住地等を確保するとともに、緑豊かな住環境を形成し、保全することを目標とする。
区域の整備・開発及	土地利用の 方針	<ul> <li>○沿道サービス地区 良好な住環境が形成されるよう、生活利便施設等を主体とした土地利 用を図っていく。</li> <li>○住宅地区・低層住宅 周辺環境と調和した住宅地を主体とした土地利用を図っていく。</li> <li>○工業地区 周辺環境に配慮した工業系の土地利用を図っていく。 上記以外で地形的制約を受ける部分については、緑地として保全していくものとする。</li> </ul>
び   保 	地区施設の 整備方針	既存で生活道路が整備されていることから、これらの維持、保全に努め、 狭あい道路の改善を図るとともに、公園を地区施設として整備する。
開発及び保全の方針	建築物等の整備方針	無秩序な市街地形成を防止し、ゆとりある市街地環境を保全していくため、地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、「建築物等の用途の制限」、「容積率の最高限度」、「建ペい率の最高限度」、「敷地面積の最低限度」、「建築物等の高さの最高限度」、「建築物等の形態、意匠の制限」を定めるものとする。



	地区	施設の配	置及び規模	〈公園〉 1号 面積約6,654	m²				
	11157		名称	沿道サービス地区	住宅地区	低層住宅地区	工業地区		
	地区	の区分	面積	約6.8ha	約1. 7ha	約15.2ha	約7. 5ha		
地区整備計画	建築物等に関する事項	H <sub>ž</sub>	を物等の 金の制限	建築基準法別表第二(ほ)項に該当しない建築物を建築することができる。ただし、次の各号に掲げるものは建築してはならない。 (1)店舗・事務所その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの (2)ホテル又は旅館 (3)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設(4)自動車教習所 (5)工場、倉庫の内、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物	建築基準法別表第二(ほ)項に該当しない建築物の内、次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1)住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿(2)公共施設、病院、学校等(自動車教習所を除く)	建築基準法別表第二(ほ)項に該当しない建築物を建築することができる。ただし、次の各号に掲げるものは建築してはならない。 (1)店舗・事務所その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの (2)ホテル又は旅館 (3)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設(4)工場、倉庫の内、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物	建築基準法別表第二(ぬ)項に該当しない建築物を建築することができる。ただし、次の各号に掲げるものは建築してはならない。 (1)住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿(2)店舗・事務所その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの(3)ホテル又は旅館(4)遊戯施設、風俗施設(5)店舗、飲食店、遊技場、勝馬投票券売り場等で床面積が1万㎡を超えるもの(6)工場の内、危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い又は大きい工場 (7)工場、倉庫の内、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物		
	事		D延べ面積の						
	垻		責に対する割		20	0%			
		合の最高	<sup>別限度</sup> D建築面積の						
			)建築面傾の 責に対する割		60%				
		一 放地面積 合の最高			0.0	J /U			
		敷均	地面積の 低限度	2 0 0 m²	5 0 0 m²	20	) O m²		
			整物等の D最高限度	1 2m	_	1 Om	_		
			7等の形態 気匠の制限	健全な市街地景観の形成に配慮	し、建築物の色彩は、周辺の美観	風致を損なわないものとする。			

<sup>※</sup>地区計画区域内において、公益上必要な建築物と認められる場合は、制限の一部を適用しない場合があります。

á	3 称	ときわ台団地地区計画			
	位 置	大衡村ときわ台、ときわ台南の全部			
	面 積	約15. 1ha			
地区	計画の目標	本地区は大衡村の中心部、仙台北部中核都市奥田地区居住系に位置し、計画的に街区道路や公園等の基盤整備が行われ、健全な市街地の形成を図る住宅団地である。 整備効果が生かされるよう地区計画を導入することにより、市街地環境の悪化を未然に防止しするとともに、地区の特性に応じた良好な建築物を誘導し、魅力ある市街地環境を形成することを目標とする			
区域の整備	土地利用の方針	<ul><li>○一般住宅地区     戸建住宅を主体とした土地利用を図っていく     ○公共公益施設地区     公共公益施設の整備を図っていく     (上記以外の緑地については保全していく)</li></ul>			
	地区施設の 整備方針	既存で区画道路、特殊道路、公園が整備されていることから、これ らの維持保全に努める。			
開発及び保全の方針	建築物等の 整備方針	敷地の細分化を防ぎ落ち着いた住環境の形成を図るため、「建築物等の用途の制限」、「建築物の容積率の最高限度又は最低限度」、「建築物の建ペい率の最高限度」、「敷地面積の最低限度」、「建築物等の形態又は意匠の制限」、「かき又はさくの構造及び高さの制限」を定めるものとする。 (住宅地としての住環境の維持、保全を行い、良好な市街地を形成するため)			



	地区	施設の配	置及び規模	公園 1 号:約 2,900 ㎡、公園 2 号:約 3,700 ㎡ 緑地 1 号:約 19,200 ㎡、緑地 2 号:約 22,000 ㎡、緑地 3 号:約 700 ㎡				
	#\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	の区分	名称	一般住宅地区	公共公益施設			
	100	07区分	面積	約11. 6ha	約2. 2ha			
地区整備計画	建築物等	建築物等の 用途の制限		建築基準法別表第二(ほ)項に該当しない建築物を建築することができる。ただし、次に掲げる建築物は、建築してならない。 (1)ホテル又は旅館 (2)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (3)学校、図書館その他これらに類するもの (4)公衆浴場 (5)自動車教習所 (6)畜舎 (7)自動車修理工場 (8)危険物貯蔵施設又は危険物処理施設 (建築物に付属するものを除く)	次に掲げる建築物は、建築してならない。 (1) 畜舎 (2) 自動車修理工場			
	建築物等に関する事項	建築物の延べ面積の 敷地面積に対する割 合の最高限度						
	項		)建築面積の 責に対する割 派限度	6 0	0%			
			也面積の 低限度	20 (ただし、警察官派出所、公衆便所等公益上	O㎡ 必要なものについては、この限りではない)			
			築物等の形態 は意匠の制限 健全な市街地景観の形成に配慮し、建築物の色彩は、周辺の美観		風致を損なわないものとする。			
			又はさく 造の制限	道路境界線等に面して設ける垣で、コンクリート、石積み、コンの高さを 0.6m以下としなければならない。	ウリートブロック積み、レンガ積み等による場合は、道路面から			

## 届出の方法

### ○届出の必要な行為

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築(新築・増築・改築・移転)
- (3) 工作物の建設
- (4)建築物等の用途の変更

## ○届出の時期

工事(行為)着手の30日前までに「地区計画の区域内における行為の届出書」 を提出して下さい。

届出内容を変更した場合は、「変更届出書」を提出して下さい。

### 〇届出先

大衡村都市建設課(TeL022-341-8515)

### ○届出に必要な書類

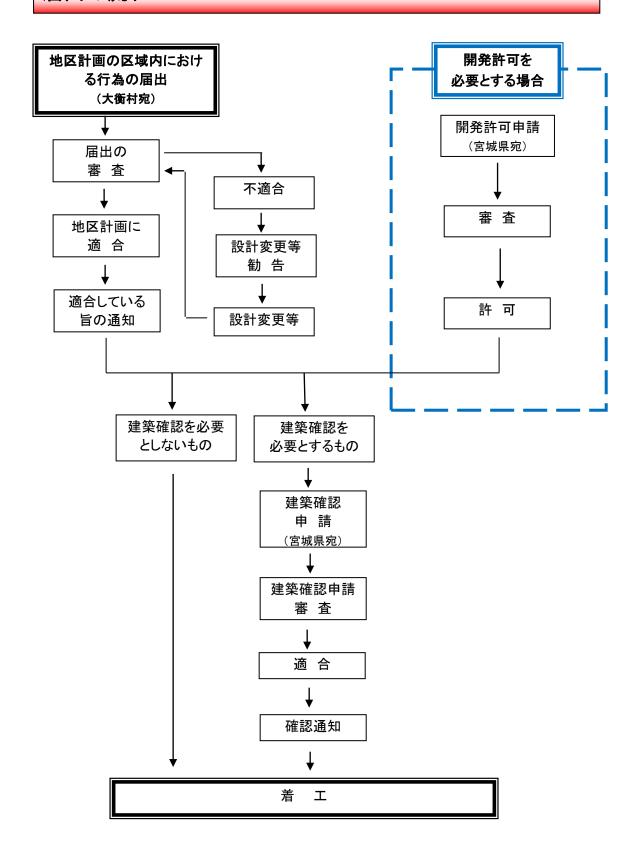
- (1)地区計画の区域内における行為の届出書 2通
- (2)添付書類 2通

添付する図面等は以下のとおりです。

行為の種類	図面	縮尺	備考
土地の区画 形質の変更	位置図	1/2, 500 以上	方位、道路及び目標となる地物等 を表示
	区域図	1/1,000以上	当該土地の区域並びに当該区域 内及び当該区域周辺の公共施設 を表示
	設計図	1/100以上	現況図(既設建築物等、地盤高を表示)、求積図(区画を分割する場合は分割前の求積図及び分割後の求積図)、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図
建築物の建 築	位置図	1/2, 500 以上	方位、道路及び目標となる地物等 を表示
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物の位置、土 地利用計画及び地盤高を表示
	平面図	1/50 以上	各階のもの
	立面図	1/50 以上	2 面以上で最高高さ、外壁の計画 色を表示
建築物等の 用途の変更	「建築物の	建築」に準じる	

建築物等の	位置図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物等					
形態又は意			を表示					
匠の変更	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物の位置、土					
			地利用計画及び地盤高を表示					
	立面図	1/50 以上	2 面以上で最高高さ、外壁の計画					
			色を表示					
その他	当該行為に関する諸証明、許可書、その他参考となるべき事項							
	を記載した図面や書類があれば添付して下さい。							

## 届出の流れ



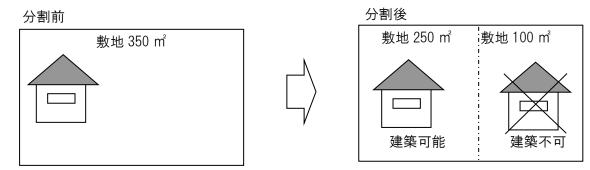
## 「地区計画による制限」の解説

### ●敷地面積の最低限度

敷地の細分化を防ぎ、日照、通風及び堆雪スペースの確保など、良好な住環境を維持するため、敷地面積の最低限度を200㎡(公営住宅地区は500㎡)とします。

200㎡以上あった土地を分割して、新に200㎡未満となった土地については、建物は建てられなくなります。

地区計画決定以前から建築物の敷地として使用している土地については、200㎡未満であっても建築することができます。

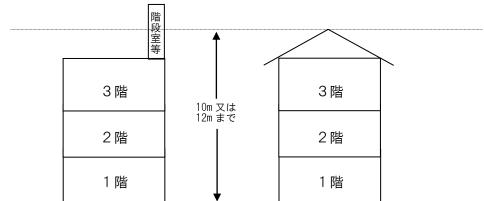


## ●建築物等の高さの最高限度(平林地区,五反田・亀岡地区)

地区の景観や良好な居住環境を維持するため、建築物の高さの最高限度を低層住宅地区は10m、沿道サービス地区は12mとしました。

建築物の高さとは、建築物の最も高い部分の地盤面からの高さを言います。

階段室、装飾塔、物見塔等で、建築面積の8分の1以内の場合は、その部分は5mを 限度として高さに含みません。



## ●容積率の最高限度の例外

容積率の算出のための延べ面積には、自動車車庫その他自動車又は自転車の駐車のための施設の用途に供する部分の面積は、敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を限度として参入しません。

## ●建てられる建物の用途の制限

低層住宅地区 第一種住居地域内に建築できる建築物を建築することができます。

ただし、次に掲げるものは建築できません。

- (1)店舗・事務所その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 150 ㎡を超えるもの
- (2) ホテル又は旅館
- (3)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- (4) 工場、倉庫の内、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物

沿道サービス地区 第一種住居地域内に建築できる建築物を建築することができます。 ただし、次に掲げるものは建築できません。

- (1)店舗·事務所その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの
- (2) ホテル又は旅館
- (3)ボーリング場,スケート場,水泳場その他これらに類する運動施設
- (4)自動車教習所
- (5)工場、倉庫の内、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物

公共公益地区 第一種住居地域内に建築できる建築物の内、次の各号に掲げる建築物を 建築することができます。

- (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿
- (2) 公共施設、病院、学校等(自動車学校を除く)

|住宅地区| 第一種住居地域に建築できる建築物の内、次の各号に掲げる建築物を建築することができます。

- (1)住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿
- (2)公共施設、病院、学校等(自動車教習所を除く)

|工業地区| 準工業地域に建築できる建築物を建築することができます。

ただし、次に掲げるものは建築できません。

- (1)住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿
- (2) 店舗・事務所その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 50 ㎡を超えるもの
- (3)ホテル又は旅館
- (4)遊戯施設、風俗施設
- (5)店舗、飲食店、遊技場,勝馬投票券売り場等で床面積が1万㎡を超えるもの
- (6) 工場の内、危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い又は大きい工場
- (7) 工場、倉庫の内、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物

-般住宅地区 第一種住居地域内に建築できる建築物を建築することができます。

ただし、次に掲げるものは建築できません。

- (1)店舗・事務所その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡を超えるもの
- (2) ホテル又は旅館
- (3)ボーリング場,スケート場,水泳場その他これらに類する運動施設
- (4) 学校、図書館その他これらに類するもの
- (5)公衆浴場
- (6)畜舎
- (7)自動車修理工場
- (8)工場、倉庫の内、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物

### ●敷地が整備計画区域の内外にわたる場合等

敷地が整備計画区域の内外にわたる場合で、敷地の過半が整備計画区域に属するときは、敷地の全部について過半が属する整備計画区域の規定を適用します。

また、敷地が複数の整備計画区域に属するときは、敷地の過半が属する地区に対する規定を適用します。

			五	反田・	亀岡地	区	平林	地区		わ台地	備考
	建多	<b>楽物の用途制限</b> ○:建てられる用途 ×:建てられない用途	低層住宅地区	沿道サービス地区	住宅地区	工業地区	低層住宅地区	公共公益地区	一般住宅地区	公共公益施設地区	
住写	2、共同住宅	、寄宿舎、下宿	0	0	0	×	0	0	0	×	
		注宅部分の床面積が50㎡以下か 面積の2分の1未満のもの	0	0	×	×	0	×	0	×	非住宅部分の用途制限有り
	店舗等の反	k面積が150㎡以下のもの	0	0	×	×	0	×	0	×	
店舗等	店舗等の見以下のもの	k面積が150㎡を越え、500㎡ D	×	0	×	×	×	×	0	×	
	店舗等の反	k面積が500㎡を越えるもの	×	×	×	×	×	×		×	▲3, 000 ㎡以下
-	事務所等の	D床面積が150㎡以下のもの	0	0	×	×	0	×	0	×	
事務所等	事務所等の m <sup>2</sup> 以下のも	D床面積が150㎡を越え、500 5の	×	0	×	×	×	×	0	×	
		D床面積が500㎡を越えるもの	×	×	×	×	×	×	<b>A</b>	×	▲3, 000 m <sup>2</sup> 以下
-	テル、旅館		×	×	×	×	×	×	×	×	
	遊戯施設、 ボーリング場、スケート場、水 風俗施設 泳場、ゴルフ練習場、バッティ ング練習場等		×	×	×	×	×	×	×	×	
		上記以外	×	×	×	×	×	×	•	×	▲アミューズメント施設の床面 積3,000 ㎡以下
公共	共施設、病院	· 学校等	0	0	0	0	0	0	•	0	▲学校,図書館,公衆浴場以外 のもの
	自動車教習	引所	×	×	×	0	×	×	×	×	
		(付属車庫を除く)	<b>A</b>	<b>A</b>	×	0	<b>A</b>	×	<b>A</b>	×	▲300 m以下、2 階以下
		属自動車車庫			×	0		×		×	▲2 階以下
	倉庫業倉庫		×	×	×	0	×	X	×	×	40.000 201
		5㎡を超えるもの) (日、三庶日、英ス日、洋昭中、周	<b>A</b>	<b>A</b>	×	0	<b>A</b>	×	×	X	▲3, 000 m <sup>2</sup> 以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が 50㎡以下			0	×	0	0	×	0	×	原動機の制限有り、2階以下
工場倉			•	•	×	0	•	×	•	×	原動機、作業内容の制限あり ▲作業場の床面積50 ㎡以下
倉庫等	危険性や現場	環境を悪化させる恐れが少ない工	×	×	×	0	×	×	×	×	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多 い工場		×	×	×	×	×	×	×	×	
	自動車修理	工場	•	•	×	0	•	×	×	×	原動機の制限有り ▲作業場の床面積50㎡以下
	火薬、石油 理をするが	抽類、ガスなどの危険物の貯蔵、処 施設	×	×	×	×	×	×	×	×	

## 主な関連制度

#### ○都市計画法に基づく開発許可

平林地区及び五反田・亀岡地区は市街化調整区域となっています。主として建築物の 建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う場合、 都市計画法に基づく開発許可が必要となります。

なお、地区計画区域内でも道路等が未整備の箇所がありますが、開発許可を得る場合、 地区計画の制限に加え開発許可に係る技術的基準を満たす必要があります。

#### ○埋蔵文化財取扱いの手続きと届出

平林地区及び五反田・亀岡地区内には、文化財包蔵地が含まれています。

土木工事を行う場合、その予定地内に埋蔵文化財が所在するかどうか、教育委員会にお問い合わせください。文化財包蔵地内の場合、工事着手 60 日前までに文化財保護法に基づいた手続きが必要となります。

#### ○農地法に基づく農地転用

農地に住宅の建築や資材置場,駐車場など農地以外の土地利用をする場合(転用)、知事の許可を受けなければなりません。(転用しようとする農地が4haを超える場合は、農林水産大臣の許可)

農地の所有者自らが転用する場合には農地法第 4 条による許可が、農地を農地以外のものにする際に所有権の移転、貸借権等の設定などを伴う場合には、農地法第 5 条による許可が必要です。

#### 〇森林法に伴う伐採届

地域森林計画の対象森林を伐採するときは伐採届が必要となります。(森林法第 10 条の 8) 届出の対象区域である場合、現在木が生えていなくても、将来その場に木が生える可能性をなくしてしまうと言うことから伐採届が必要となります。

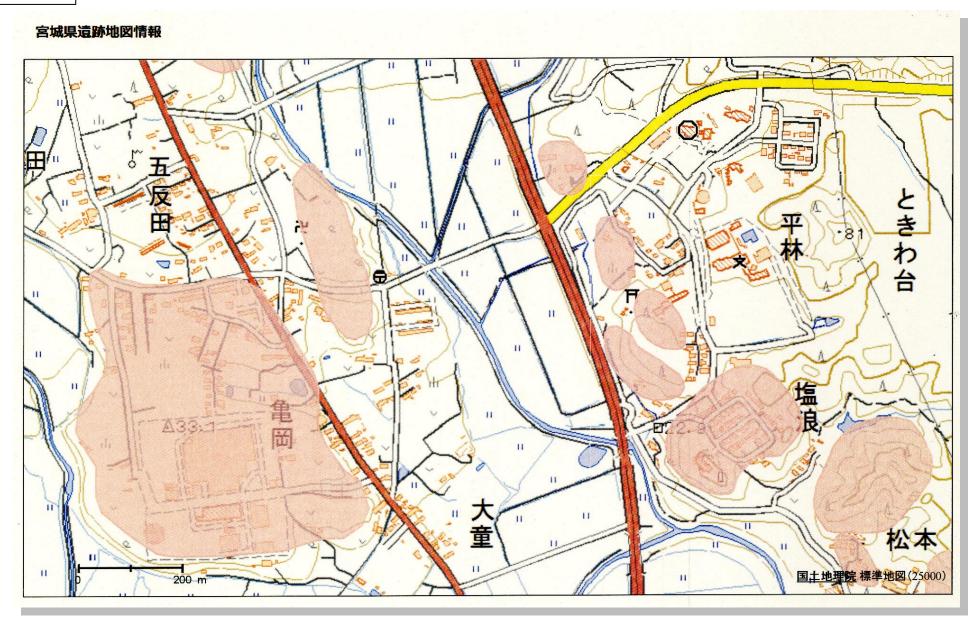
また、1haを超える森林の開発には許可が必要となります。

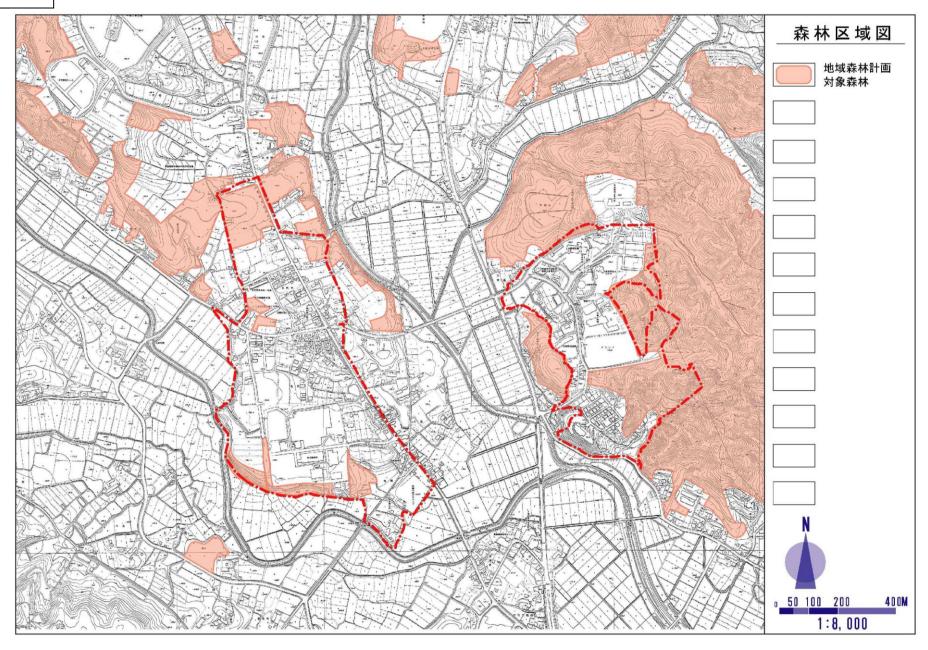
#### ○建築確認申請

建築確認申請が必要となる場合については、申請前に「地区計画の区域内における行為の届出書」の届出を行って下さい。

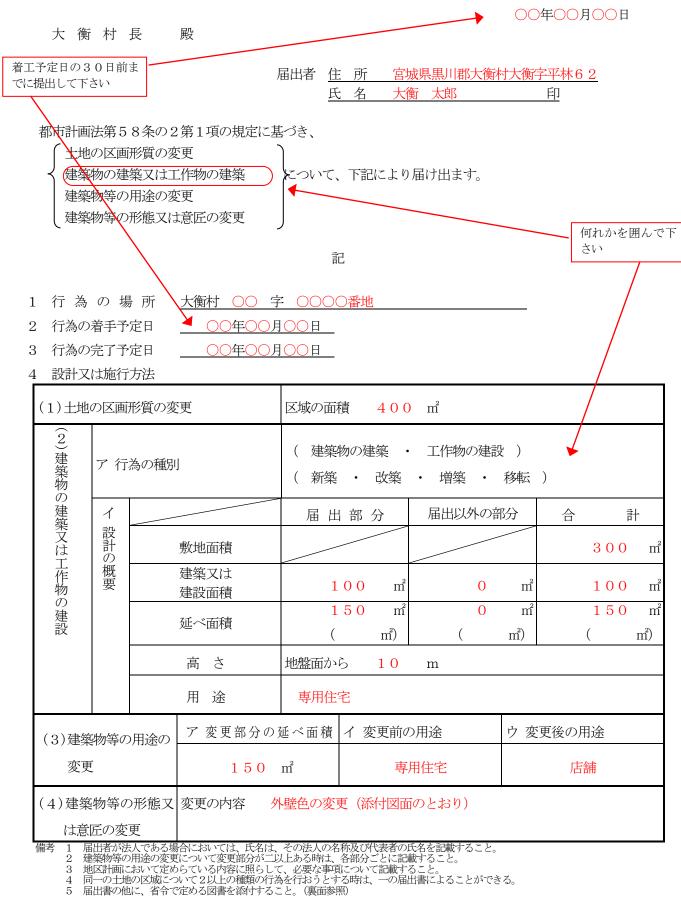
### ○大衡村開発指導要綱

大衡村全域において行う 1,000 ㎡以上の開発行為(一部適用除外)については、関係機関との協議を必要とし、村長の同意が必要となります。





## 地区計画の区域内における行為の届出書 記載 例



#### 地区計画の区域内における行為の変更届出書 載 例 記

〇〇年〇〇月〇〇日 大衡村長 殿 届出者 住 所 宫城県黒川郡大衡村大衡字平林62 着工予定日の30日前ま 太郎 印 氏 名 でに提出して下さい

都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届出ます。

記

行  $\mathcal{O}$ 場 所 1

大衡村 〇〇 字 〇〇〇〇番地

当初の届出年月日

○○年○○月○○日

変 更 内 3

項	: 目 \	変更前	変更後

4 変更部分に係る行為の着手予定日

○○年○○月○○日

変更部分に係る行為の完了予定日

〇〇年〇〇月〇〇日

1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること 備考